

# 令和元年度 日本遺産魅力発信事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

日本遺産「水の文化」ツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する日本遺産「琵琶湖とその水辺景観一祈りと暮らしの水遺産」（以下、「日本遺産「滋賀・びわ湖）」という。）を活用した日本遺産魅力発信事業業務（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定にあたり、「令和元年度 日本遺産魅力発信事業業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下「要領」という。）に基づき、公募型プロポーザルを実施する。

## 1 事業の概要

### (1) 事業名

令和元年度 日本遺産魅力発信事業業務委託

### (2) 事業目的

日本遺産認定の機会を活かし、構成文化財を核とした地域観光振興を図るため、協議会では日本遺産の魅力を発信し、滋賀らしい観光まちづくりの活動の推進や滋賀・びわ湖を巡る旅の推進等を進めている。

認定5年目となる令和元年度は、日本遺産を活用したさらなる誘客に繋げる取組みとして、昨年度、草津市、守山市、野洲市の構成市および構成文化財が新たに本ストーリーに加わったことにより完成した日本遺産「滋賀・びわ湖」の認知度向上を図ると共に、地域が連携して主体的に取り組んでいける複数の地域を繋ぐ水の文化を体感できる周遊性の高い魅力的な旅行商品の造成をめざしたモニターツアーと普及イベントを実施する。

### (3) 事業内容

仕様書のとおり

### (4) 履行期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

### (5) 契約形態

委託契約とする。

## 2 予定価格

### (1) 予定価格

3, 494, 000円（消費税および地方消費税を含む）

### (2) 支払方法

業務委託料の支払いは精算払とする。但し、受託者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を前金払することができる。

### 3 担当窓口

日本遺産「水の文化」ツーリズム推進協議会事務局（担当：黒川、原田、川端）

- ・所在地：〒520-0806 滋賀県大津市打出浜2番1号  
（「コラボしが21」6階 びわこビジターズビューロー内）
- ・TEL：077-511-1530 / FAX：077-526-4393
- ・E-mail：kokunai@biwako-visitors.jp

### 4 参加資格

参加は公募によるものとし、本業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者を対象とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 次のいずれかに該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

エ 役員等（企画提案に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から本業務の取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

オ 企画提案に参加する個人から協議会との取引上の一切の権限を委任された代理人が、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における個人

カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

### 5 説明会および質問の受付

説明会は開催しない。なお、質問は以下の期間で電子メールのみ受付を行う。この場合には、送信後、必ず電話にて到達の確認を行うこと。

(1) 質問の受付期間

令和元年11月21日（木）から令和元年11月29日（金）12時まで（必着）

(2) 質問の提出方法

電子メールにより「3 担当窓口」まで送付すること。

また、質問がない場合であっても、回答内容の送付を希望する場合は、電子メールにより、社名、担当者名、連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）を記載し送付すること。

(3) 質問の回答

質問要旨および回答は令和元年12月3日（火）までに、質問のあった者全員および希望者に電子メールにより回答する。

## 6 プロポーザル実施の日時、場所等

### (1) 実施要領・仕様書の交付および応募書類等の受付

#### ア 交付期間

令和元年11月21日（木）から令和元年12月9日（月）まで  
（土曜、日曜および祝日を除く。9時から17時まで）

#### イ 交付場所および受付場所

「3 担当窓口」に同じ

#### ウ 交付方法

上記「イ 交付場所および受付場所」で交付するほか、以下のホームページからダウンロードできるものとする。なお、郵送による配付は行わない。

・滋賀県観光情報ウェブサイト

<https://www.biwako-visitors.jp/corp/>

・日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」ホームページ

<https://ja.biwako-visitors.jp/japan-heritage/>

### (2) 企画提案書等の提出

#### ア 受付期間

令和元年11月21日（木）から令和元年12月9日（月）まで（9時から17時まで）

#### イ 提出書類

①企画提案書（様式1および別紙（様式任意）：【原本】1部【写し】10部）

・提案書記載内容

- ✓ 仕様書に記載する業務に対して取組方針や実施内容と実施方法、業務の推進体制、類似事業の実績、業務の進め方と業務推進スケジュール、成果物の内容などを具体的に提案してください。（必要に応じてその根拠等も明示してください。）
- ✓ 提案者の発想、創意工夫、ノウハウを活用した提案など、業務運営に関するアピールポイントがあれば提案してください。
- ✓ 提案内容は、原則、「7 審査概要（3）評価基準」に則して記載してください。

※類似事業の実績は、本事業と同種、同規模以上の事業実績を記入のこと。実績は過去5年以内の業務とし、発注者と事業名称、実施時期、実施概要、事業金額等を最大10件までを一覧表にまとめてください。必要に応じて発注者に確認する場合がある。

※別紙については、様式は自由とする。ただし、A4版サイズとし、A3版を用いる場合は、A4サイズに折り込んでください。

※別紙のページ上限は、8ページ（A3版は2ページとして計算する）とし、ページ番号を必ず付与すること。

②誓約書（様式2：【原本】1部）

③事業費見積書（様式任意：【原本】1部【写し】10部）

※積算根拠の分かる内訳書を任意様式（A4版）にて作成し添付すること。

※委託料の予定価格は、「実施要領 2（1）」に記載しているので、注意す

ること。

④会社概要および最近の事業活動を説明したパンフレット等の資料

(様式任意：【原本】1部【写し】3部)

ウ 提出方法

書類は「3 担当窓口」への持参もしくは簡易書留郵便による郵送にて提出すること。

(電子メールまたはファックスによる提出は認めません。また、郵送による場合は提出期限までに到着したものに限り受け付ける。)

エ 費用の負担

企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

### (3) その他

ア 提案書類の返却

提案書類は理由の如何を問わず、返却は行いません。

イ 提案書類の不備

提案書類に不備があった場合には、審査対象とならない場合がある。また、書類提出後の差し替えは認めない。

ウ 提案数

1者1提案とする。

## 7 審査概要

### (1) 審査方法

協議会が設置する審査会において、企画提案書の内容を審査し、予定価格の制限の範囲内で最も優秀と認められる提案者を業務委託候補者に選定する。

ただし、採用が決定した者が年度途中で業務を遂行することができなくなった場合、あるいは業務を行う能力がないと認められた場合は、次点以降の者から順次、本業務を委託する場合がある。

また、同点となる提案が複数あった場合は、審査会での協議により順位を決定するものとする。

審査は、「7 審査概要 (3) 評価基準」に基づき、書面による審査を行う。

### (2) 審査結果

契約候補者が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に郵送で通知する。

(3) 評価基準

項 目		配点
1 基本要件 (参加者評価)		
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の目的を達成するために十分な人員体制を有し、委託期間中、確実に事業を実施できる体制となっているか。</li> <li>・ 企画提案を効果的に実施できる技能等を有するスタッフが配置され、必要に応じて第三者との連携体制が整っているか。</li> </ul>	10
類似事業の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業に類する事業に対し、十分な実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を当事業に生かされることが期待できるか。</li> </ul>	10
2 企画提案事項		
総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務の目的に対する考え等を的確に理解し、それらを踏まえた提案内容となっているか。</li> </ul>	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成団体や構成文化財を取り込みながら連携を図るとともに、他の事業の取組とも連動・反映させるなど、効果的な事業実施が期待できるか。</li> </ul>	10
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切なスケジュールが設定されているか。</li> <li>・ 具体的に記載されているか。</li> </ul>	10
モニターツアーの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕様書の意図に沿うコース、対象、実施時期等が考えられているか。</li> <li>・ ツアーの内容に創意工夫があり、魅力的な商品造成となっているか。</li> <li>・ 分析、検証方法などが明確であり、成果を踏まえて今後の活動に繋がるものであるか。</li> </ul>	20
啓発イベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント内容に創意工夫があり、多くの参加者が見込める魅力的なイベント内容であるか。</li> <li>・ 日本遺産「滋賀・びわ湖」を広く、効果的に啓発できるイベントであるか。</li> </ul>	20
3 経費		
見積内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的な実施による経済性に優れた価格となっているか。</li> <li>・ 企画提案内容に見合った適切な積算となっているか。</li> </ul>	10
合 計		100

## 8 契約の締結

- (1) 協議会は、滋賀県財務規則（昭和51年11月13日滋賀県規則第56号）に準じた随意契約の手続により、契約候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。
- (2) 委託業務の内容は、受託者からの提案に基づき協議を行ったうえで決定するため、企画提案書の内容から変更になる場合がある。

## 9. その他

- (1) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は不可とする。
- (2) 企画提案書等、提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な要件をすべて満たしていない場合は失格する場合がある。
- (3) 公正な審査を妨害する恐れがあるあらゆる行為を禁止する。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。
- (5) 決定の取り消し  
次の要件のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがある。
  - ア 応募者が「4 参加資格」の要件を満たすと偽った場合または参加資格を満たさなくなった場合
  - イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

様式 1

令和 年 月 日

公益社団法人びわこビジターズビューロー  
会長 三日月 大造 様

所在地

法人名

代表者氏名

⑩

**令和元年度 日本遺産魅力発信事業業務委託 企画提案書**

標記事業の業務委託に関する公募型企画提案について、別紙のとおり企画提案します。

様式2

## 誓 約 書

公益社団法人びわこビジターズビューロー 会長 宛

私は、下記の事項について誓約します。

なお、(公社)びわこビジターズビューローが必要な場合には、滋賀県警察本部に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和 年 月 日

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所 \_\_\_\_\_

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

〔代表者の生年月日・性別〕

生 年 月 日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日 性別 (男・女)

# 令和元年度 日本遺産魅力発信事業業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和元年度 日本遺産魅力発信事業業務委託

## 2 事業の目的および内容

日本遺産認定の機会を活かし、構成文化財を核とした地域観光振興を図るため、日本遺産「水の文化」ツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）では、日本遺産を核とした観光まちづくりや滋賀・びわ湖を巡る旅の推進等に向けた取組を進めている。

認定5年目となる令和元年度は、日本遺産を活用したさらなる誘客に繋げる取組みとして、昨年度構成市および構成文化財の追加により完成された日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」（以下、「日本遺産「滋賀・びわ湖」」という。）の更なる認知度向上を図ると共に、地域が連携して主体的に取り組んでいけるよう、複数の地域を繋いだ水の文化を体感できる周遊性の高い魅力的な旅行商品の造成をめざしたモニターツアーと普及イベントを実施し、誘客の拡大に繋げる。

## 3 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日までとする。

## 4 委託業務の内容

### (1) 周遊型モニターツアーの実施

日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」の複数の構成市及び構成文化財を繋いだ「水の文化」を体感できる魅力的な旅行商品の造成をめざし、周遊型モニターツアーを3回以上実施する。

モニターツアーの実施にあたっては、テーマ、コース設定、参加人数、参加対象、実施時期等を考慮した内容を提案し、実施内容や検証、分析結果、今後に向けた提案などをまとめた報告書を、モニターツアー実施終了後速やかに、書面および電子データにて提出する。

#### (ア) バスツアーの企画

##### ①日程の設定

協議会と協議の上、モニターツアーの日程を設定する。

##### ②開催場所の選定及び確保

協議会に候補となるコースを提案し、協議の上決定する。

##### ③内容の提案

以下の内容を含む、周遊型モニターツアーを提案する。

- a) 日帰りバスツアーとしては、旅行商品を造成できる旅行会社や訴求力が高いメディア等向けを1回以上、一般モニター向けを2回以上実施すること。
- b) モニターツアーの参加者は、各回15名以上とする。
- c) 参加者に対して、食事代、旅費の個人支給はしないこと。
- d) ツアーでは、単に日本遺産の構成文化財を巡るだけでなく、魅力的な旅行商品とな

るようテーマやストーリーを持たせるなど創意工夫を行うこと。

e) ツアーでは、複数の構成市の構成文化財を繋げたコースを設定すること。

f) コース設定においては、日本遺産「滋賀・びわ湖」の構成文化財を中心とするが、魅力的な旅行商品の造成に必要な場合は、日本遺産以外の観光施設や素材などを組み込んでも良い。

#### (イ) バスツアーの運営

- ①本業務には、モニターツアーの参加者募集や来訪先の交渉、保険への加入など、モニターツアー実施に係る一切の業務と費用が含まれる。また、実施するにあたり、従業者1人以上を配置すること。
- ②モニターツアー終了後は、アンケートなどにより参加者から意見や感想、提案を聞き、課題抽出及び分析、考察を行い、今後に向けた提案を報告書にまとめて提出すること。
- ③大雨等により、やむを得ずツアーを中止する場合は、参加を予定していた者に再度案内するなどして、改めて実施すること。
- ④本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、全て協議会に帰属するものとする。
- ⑤成果物に受託者または第三者の著作物が含まれている場合は、これを無償で利用できるものとする。
- ⑥モニターツアーの催行に関しては、旅行業法上の規定を順守すること。

#### 【納品方法・場所および納期】

##### ①納品方法・納品物

実施内容や、アンケート結果、実施当日の様子、今後に向けた提案などをまとめた報告書。

・印刷物 2部

・データ 電磁データに記録したもの 1部 形式 .pdf/.ai 等

印刷用電磁データ (InDesign、Illustrator 他 (AI データは、フォントのアウトライン済みデータおよびアウトライン前データ) および PDF (画像圧縮なしのハイエンドデータ) は、制作データ仕様書 (アプリケーションバージョン、その他制作上の特記事項があれば併記する) を添えて事業名称、保存ファイル名称、および制作者を表書きした CD-ROM または DVD-ROM 1 枚に記録して納品すること。

##### ②納品場所

日本遺産「水の文化」ツーリズム推進協議会事務局

(公益社団法人びわこビジターズビューロー内)

滋賀県大津市打出浜 2 番 1 号 「コラボしが 21」 6 階

##### ③納期

3 回目のツアー終了から 10 日以内に納品すること。

## (2) 普及イベントの実施

昨年度、構成市（草津市・守山市・野洲市）および構成文化財の追加により完成した、日本遺産「滋賀・びわ湖」の認知度向上を図るため、普及イベントを実施する。

実施に当たっては、構成文化財をイベント会場として使用し、構成市等の観光 PR ブースを設置すると共に、日本遺産に係る講演の実施だけでなく、集客力のある芸能人や著名人を招聘するなどして、これまで日本遺産に触れることが無かったユーザーにも関心を持ってもらい誘客へと繋げる普及イベントを企画・運営する。

### (ア) 普及イベントの企画

#### ①日程の設定

協議会と協議の上、普及イベントの日程を設定する。

#### ②開催場所の選定及び確保

協議会に候補となる場所を提案し、協議の上決定し、確保する。

会場に関する要件は以下のとおりとする。

- a) 日本遺産「滋賀・びわ湖」の構成文化財であること。
- b) 雨天においても問題なく開催できること
- c) 客席数 200 席以上を有すること
- d) 音響設備を整備できること
- e) 内容に応じた控室等を用意できること
- f) 近隣に駐車場の用意があること（有料・無料は不問）
- g) 公共交通機関から徒歩で来場できること。または最寄りの公共交通機関よりシャトルバスなどの準備があること。

#### ③内容の提案

以下の内容を含む、オープニングセレモニーの内容を提案する。

- a) 日本遺産「滋賀・びわ湖」に関する基調講演の実施
- b) 集客力のある芸能人や滋賀県ゆかりの著名人などの招聘
- c) 日本遺産「滋賀・びわ湖」の展示  
テント 8 張（構成団体 13 団体＋他の県内協議会 3 団体想定）、設置・撤去含む
- d) 日本遺産「滋賀・びわ湖」の展示用パネル作成  
紹介パネル（発砲パネル） B3 サイズ 15 枚相当。フレーム付
- e) ノベルティの作成  
作成個数 2,600 個程度
- f) チラシの作成  
A4 サイズ／両面 4 色 コート/マットコート 70kg 以上 5,500 枚  
※チラシの他、より良い案があれば自由に提案し、チラシの作成に代えられるものとする。
- g) その他普及イベントにふさわしいもの

#### (イ) 普及イベントの運営

普及イベントを円滑に進行するために、以下の業務を行う。

##### ① スタッフ確保

運営に必要なスタッフを確保すること。

##### ② 進行管理

各種イベントを時間に合わせ進行し、遅滞なくイベントを終了すること。

##### ③ 運営マニュアル作成

スタッフ等の運営マニュアルおよび進行台本等を作成すること。また、運営体制図を作成し、運営時の指揮系統を明確にしておくこと。

##### ④ 会場内に実施本部を設置すること。実施本部は、救急・救護等の初期対応に必要な備品を手配しておくこと。

##### ⑤ イベントの開催にあたって必要となる誘導や注意事項など、必要なサインを手配・設置すること。

##### ⑥ 来場者の安全確保を図ること。また、必要な場合は警備員等の手配・配置等も行うこと。

##### ⑦ 音響機材、照明等イベントに必要な機材を整備すること。

##### ⑧ イベントの開催記録を撮るため、開催状況が把握できるように写真を撮ること。

##### ⑨ 撮影した開催状況がわかる写真を含む、実施報告書を作成、納品すること。

##### ⑩ その他イベントの開催にあたって必要となるイベント保険等の業務を全て包括して実施・対応すること。

## 5 業務の進め方

- ・ 受託者は、本業務の実施にあたり、協議会と連携を密にし、業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに報告し、協議会と協議し、その指示を受けなければならない。  
また、本業務の実施にあたっては、協議会との調整のみならず、構成団体とも調整を図り実施すること。
- ・ 受託者は、本業務着手前に、全体の行程や作業方針について、あらかじめ協議会の承諾を受けるものとする。
- ・ 受託者は協議会の求めに応じて、本業務実施の途中における成果の報告をしなければならない。
- ・ 本業務の実施に際し、協議会は、必要な資料等は可能な限り受託者に提供または貸与するものとする。

## 6 成果物

成果物の内容および提出期限は、「4 委託業務の内容」の各業務に記載したとおり。

## 7 その他

本仕様書に明示なき業務であっても、業務の性格上、必要と認められるものについては、両者協議により業務を進めるものとする。

## 『琵琶湖とその水辺景観—祈りと暮らしの水遺産』

団体	構成文化財				備考
	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	
大津市	○比叡山延暦寺 ○園城寺(三井寺) ○日吉大社	○西教寺 ○石山寺	○浮御堂(満月寺) ○建部大社		7件
彦根市	○玄宮楽々園 ○旧彦根藩松原下屋敷(お浜御殿)庭園	○彦根城			3件
近江八幡市	○近江八幡の水郷 ○沖島 ○長命寺 ○伊崎寺				4件
高島市	○高島市海津・西浜・知内の水辺景観 ○高島市針江・霜降の水辺景観 ○大溝の水辺景観 ○白鬚神社 ○シコブテ信仰				5件
東近江市	○五個荘金堂伝統的建造物群保存地区 ○伊庭の水辺景観		○永源寺と奥永源寺の山村景観		3件
米原市	○醒井宿 ○伊吹山西麓地域 ○朝日豊年太鼓踊 ○東草野の山村景観		○朝日豊年太鼓踊および伊吹山麓の太鼓踊と奉納神社 ※名称変更と内容追加		4件
全県	○伝統漁法(オイサデ漁、ヤナ漁、エリ漁など)と伝統的な郷土食「滋賀の食文化財」(鮒寿し、湖魚料理、エビ豆など)				1件
長浜市		○竹生島 ○菅浦の湖岸集落景観			2件
草津市				○芦浦観音寺 ○草津のサンヤレ踊り(矢倉・下笠・片岡・長束・志那・吉田・志那中)	2件
守山市				○大庄屋諏訪家屋敷 ○近江のケンケト祭り・長刀振りの鮒ずし切りの神事 ○慈眼寺 ○守山の湧水とホタル	4件
野洲市				○兵主大社とハヶ崎神事	1件
	21件	26件(+5件)	29件(+3件)	36件(+7件)	36件